

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年3月19日
【会社名】	インフォテリア株式会社
【英訳名】	Infoteria Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 執行役員 社長 平野 洋一郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区大井一丁目47番1号
【電話番号】	03-5718-1250
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部長 齊藤 裕久
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大井一丁目47番1号
【電話番号】	03-5718-1650
【事務連絡者氏名】	執行役員 コーポレート本部長 齊藤 裕久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)
【届出の対象とした募集金額】	(第17回新株予約権) その他の者に対する割当 2,616,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 497,816,000円 (第18回新株予約権) その他の者に対する割当 3,724,500円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 969,624,500円 (注) 新株予約権の発行価額の総額及び新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出日現在における見込額であります。また、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	4,000個(新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	2,616,000円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価額に4,000を乗じた金額とする。)
発行価格	本新株予約権1個当たり654円(本新株予約権の目的である株式1株当たり6.54円)とするが、2018年3月27日から2018年3月29日までのいずれかの日(以下「条件決定日」という。)における当社取締役会にて、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」記載の方法と同様の方法で算定された結果が654円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2018年4月10日から2018年4月12日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の14日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	インフォテリア株式会社 経営管理部 東京都品川区大井一丁目47番1号
払込期日	2018年4月11日から2018年4月13日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2018年4月11日から2018年4月13日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

(注) 1. インフォテリア株式会社第17回新株予約権(以下「第17回新株予約権」といい、文脈に応じて個別に又はインフォテリア株式会社第18回新株予約権(以下「第18回新株予約権」という。)と総称して「本新株予約権」という。)は、2018年3月19日(月)(以下「発行決議日」という。)付の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権に係る買取契約(以下「本新株予約権買取契約」という。)を締結し、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

割当予定先である大和証券株式会社(以下「割当予定先」という。)の状況については、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式400,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加する。 2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定義する。以下同じ。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「算定基準日」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「修正後行使価額」という。)に修正される。 3 行使価額の修正頻度:行使の際に別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)に相当する金額(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「下限行使価額」という。)とし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。 5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式400,000株(本有価証券届出書提出日現在の発行済株式総数に対する割合は2.29%)、割当株式数は100株で確定している。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):497,816,000円(但し、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額のうち、2018年3月16日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である1,238円を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式400,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「割当株式数」という。)は、100株とする。)。但し、本欄第2項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は本欄第2項第(1)号記載の調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 本新株予約権の目的である株式の数の調整</p> <p>(1) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>(2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者(以下、文脈に応じて個別に又は第18回新株予約権の新株予約権者と総称して「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額</p> <p>(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「行使価額」という。)は、当初2018年3月16日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値、又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)のいずれか高い額(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「条件決定基準株価」という。)に相当する金額とする。但し、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。</p> <p>(2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に本欄第3項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。</p> <p>(3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。但し、下限行使価額は、本欄第3項の規定を準用して調整される。</p>

3 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「当社普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

行使価額調整式で使用する時価(本項第(3)号に定義する。本項第(4)号の場合を除き、以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「時価」という。)を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において同じ。)の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第17回新株予約権）」において、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第17回新株予約権）」において、「完全希薄化後普通株式数」という。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 に定める調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第17回新株予約権）」において、「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第17回新株予約権）」において、「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)。

本項第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が本欄第2項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>497,816,000円（本有価証券届出書提出日現在における見込額である。）</p> <p>上記金額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>割当日の翌銀行営業日から2020年4月13日（但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。但し、行使期間の最終日が銀行休業日である場合にはその前銀行営業日を最終日とする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部</p> <p>4 本新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権を行使する場合には、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第2条第4項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権の行使期間中に機構により本欄第1項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下、本「1 新規発行新株予約権証券（第17回新株予約権）」において、「行使請求受付場所」という。）に行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。</p>

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、別記「（注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由（2）本新株予約権の商品性」に記載のとおり、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の行使等について規定した覚書（以下「覚書」という。）を締結する予定である。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。 2 当社は、当社が消滅会社となる合併契約又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。 3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額にて、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、別記「（注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由（2）本新株予約権の商品性」等に記載のとおり、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

（注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

（1）資金調達の主な目的

当社グループは、創業時より「世界で通用するソフトウェアを開発し提供する」ことを事業の使命として掲げています。世界で通用するソフトウェアとは、米Microsoft社や米Google社のソフトウェアなど世界の大半の国や地域で使われるソフトウェア（サービス含む。）を指し、当社グループはかかる使命の実現のためのソフトウェアの開発と販売を基本的な事業としています。

当社グループは、顧客からの注文に基づく受託開発ではなく、独自の製品を自ら企画開発して提供する事業形態であるために、市場やニーズの変化に先行して製品化を行う必要があり、そのために将来有望な新規技術に関する研究開発が必要です。

そして、このような研究開発には先行投資が必要となります。当社グループがこれから世界市場での展開をより具体化させていくにあたり、研究開発のスピードも競合他社と同等又はそれ以上のものが必要となるため、以下に記載の重点技術領域における、現行製品・サービスの次世代版、ブロックチェーン技術、AI、フィンテックなどに関連する研究開発を推進するため、技術者獲得における人件費のための資金調達を計画しております。

当社グループは、これから世界市場に向けた展開を行っていくにあたり、3～5年後を見据えて、以下の3つの重点技術領域に積極的に投資し、市場やニーズの変化に先行するソフトウェア製品を開発し製品化する方針であります。

- ・Data（データ：AI（1）やビッグデータ（2）など）
- ・Device（デバイス：IoT（3）やスマートデバイス（4）など）
- ・Decentralized（非中央集権：ブロックチェーン（5）技術など）

「Data」の領域は、当社が創業当時から取り組んできた領域です。これから大量のデータを駆使したビッグデータ処理やAIなどは成長が予測されており、当社グループとしては関係する領域の事業化のための投資を行います。

「Device」の領域は、10年以上前から取り組んできた領域です。IoTやスマートデバイスの普及により、これからインターネットに接続される機器の数はコンピュータの数を超えていくと予測されています。そのため、当社グループとしては関係する領域の事業化のための投資を行います。

「Decentralized」の領域は、近年取り組みを始めた領域です。ブロックチェーン技術に代表される非中央集権的ソフトウェアやサービスはまだ黎明期ですが、将来的に社会インフラとして必要不可欠なもの

なり、そこには、膨大な繋ぐニーズが生まれるため、当社グループとしては関係する領域の事業化のための投資を行います。

このように3つの重点技術領域は将来的に市場が成長することが予想されます。これら先端技術は世界的に競争が激しく、その中で当社グループがこれらの事業構想を現実のものとし軌道に乗せるためには、先端技術を習得した技術者の採用によって研究開発を推進することに加え、企業買収等によって時間と優秀な技術者を獲得すること、実社会における先端技術の実用例をオフィスやラボ(6)において顧客企業やマスメディアの方々に実体験をしていただくことによって需要を創出し市場を開拓することなどが不可欠であり、そのためにこのような実体験ができるようオフィスやラボの開設及び強化をする必要があり、それらのための資金を確保することを目的として、本新株予約権の発行を実施することにいたしました。

(1) AI

Artificial Intelligenceの略。人工知能。特に近年は自ら学習能力を持ったものを指す。

(2) ビッグデータ

一般的なデータ管理・処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータの集合、及びその処理・分析を行う技術を指す。

(3) スマートデバイス

スマートフォンやタブレットなど大きな画面を持った持ち運びができるコンピュータを指す。

(4) IoT

Internet of Thingsの略。あらゆる「モノ」がインターネットに接続される仕組みを指す。

(5) ブロックチェーン

暗号通貨などに使われる、複数の端末間で通信を行うP2P(下記「3 新規発行による手取金の使途(2)手取金の使途 M & A及び業務資本提携()P2P」を参照)方式によるデータ処理の基盤技術を指す。複数のコンピュータが分散型合意形成を行い、暗号署名しながらブロック単位で複数データを処理するのが特徴。

(6) ラボ

Laboratoryの略。研究室。本有価証券届出書では、新たな技術を使用して開発中の製品の稼働実験を行ったり、完成した製品を様々な周辺機器と繋いで見せることができる場所を指す。

(2) 本新株予約権の商品性

本スキームは、当社が割当予定先に行使期間を2年間とする第17回及び第18回新株予約権を割当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。第17回及び第18回新株予約権の概要は以下のとおりです。

() 第17回新株予約権

第17回新株予約権の行使価額は、東京証券取引所における市場変更及び当該市場変更に伴う記念配当を含む配当予想の修正の影響を織り込むため、当初、条件決定基準株価に相当する金額に設定していますが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。)に修正されます。但し、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。

() 第18回新株予約権

第18回新株予約権の行使価額は、当社の過去の株価動向やボラティリティを考慮するとともに、東京証券取引所における市場変更及び当該市場変更に伴う記念配当を含む配当予想の修正の影響を織り込んだ上で、将来の業績向上を期待し、当初、条件決定基準株価の120%に相当する金額(円位未満小数第1位を切り上げる。)に設定していますが、修正日に、算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。)に修正されます。但し、かかる修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。

また、本新株予約権は、下限行使価額が当初行使価額の100%に相当する金額であることから、株価下落時であっても行使価額が当初行使価額より下方に修正されることはありません。

本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられています(詳細は、それぞれの本新株予約権に係る別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄をご参照ください。)

さらに、割当予定先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権買取契約に基づき割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。

割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

なお、当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権買取契約を締結するとともに、下記概要の覚書を締結する予定です。

覚書に基づく行使禁止について

当社は、取締役会決議により、割当予定先に対し、何度でも、本新株予約権の行使を禁止する旨の通知(以下「行使禁止通知」という。)を行うことができます。

行使禁止通知において、当社は割当予定先に本新株予約権について権利行使を禁止する期間(以下「行使禁止期間」という。)を指定します。当社が行使禁止通知を行った場合には、割当予定先は、行使禁止期間において本新株予約権を行使することができません。

なお、いずれの行使禁止期間の開始日も、割当日の翌銀行営業日以降の日とし、いずれの行使禁止期間の終了日も、2020年3月13日以前の日とします。また、当社が当社取締役会の決議により行使禁止通知を行った場合、当社は当該決議の日とその旨開示するものとします。当社は、行使禁止通知を取締役会決議により撤回、取り消し又は変更することができます。

覚書に基づく取得請求について

割当日の翌銀行営業日より1年11ヶ月後の応当日(同日を含む。)以降2020年3月23日(同日を含み、かつ、同日必着とする。)までの期間内の取引日のいずれかにおいて、割当予定先は、当社に対し、本新株予約権の取得を請求する旨の通知(以下「取得請求通知」という。)を行うことができます。

割当予定先が取得請求通知を行った場合には、当社は、取得請求通知を受領した日から3週間以内に本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権の全部を取得しなければなりません。

(3) 本新株予約権を選択した理由

当社は、別記「(注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由(1) 資金調達の主な目的」に記載した内容を実行するために、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達が行えること、並びに既存株主への配慮及び資金調達の蓋然性のバランスをとることを重視いたしました。

結果、別記「(注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由(2) 本新株予約権の商品性」に記載した本新株予約権並びに割当予定先と締結する予定の覚書及び本新株予約権買取契約の内容を考慮して、割当予定先から提案された、当初行使価額及び下限行使価額の異なる第17回及び第18回新株予約権を組み合わせるという本スキームが当社にとって最良の資金調達方法であると判断いたしました。

(第17回新株予約権及び第18回新株予約権の共通する主な特徴)

希薄化への配慮

割当予定先と当社との間で締結する予定の覚書により、当社は行使禁止期間を定めることができます。これにより、当社による希薄化のコントロールが一定程度、可能となります。また、下限行使価額が条件決定基準株価に相当する金額に設定されている第17回新株予約権のみによって下記「3 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」に記載の使途に使用する資金の全てを調達する場合に比べ、当該資金の一部を、下限行使価額が条件決定基準株価の120%に相当する金額に設定されている第18回新株予約権によって調達することにより、より希薄化に配慮することが可能となると考えました。

最大希薄化が固定されていること

本新株予約権の目的である普通株式数は1,050,000株(第17回新株予約権及び第18回新株予約権の合計)で一定であり、最大増加株式数は固定されております。なお、上記1,050,000株は、本有価証券届出書提出日現在における発行済株式数対比6.01%となります。

株価上昇によるメリットを享受できること

行使価額の上限が設定されていないため、株価上昇時には調達額が増大するメリットを享受できます。

当初行使価額を下回る水準での行使がなされないこと

下限行使価額は、当初行使価額の100%に相当する金額であることから、株価が急落した場合であっても、当初行使価額より下方に修正されることはありません。

流動性の向上

割当予定先において、本新株予約権の権利行使により交付される株式が市場にて売却されることにより流動性の向上が期待できます。

資金調達の柔軟性

本新株予約権の払込金額（発行価額）と同額の金銭を対価として、いつでも本新株予約権の全部を取得できます。これにより、将来、本新株予約権による資金調達の必要がなくなった場合や当社が別の資金調達方法が望ましいと判断した場合には、当社の裁量により切替えを行うことができ、今後の資本政策の柔軟性が確保されております。なお、取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の取得価額以外の割当予定先への支払いは一切発生いたしません。

譲渡制限

割当予定先は、当社取締役会の事前の承認を得ることなく、本新株予約権買取契約に基づき当社以外の第三者に本新株予約権を譲渡することはできません。

（第18回新株予約権特有の主な特徴）

第18回新株予約権の当初行使価額及び下限行使価額は、条件決定基準株価の120%に相当する金額に設定されており、現行水準よりも株価が上昇した場合における資金調達を見込むものです。株価が上昇してから新株発行の準備を開始した場合、発行手続に一定の期間が必要となるため、その期間中の株価変動等により、資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、株価上昇を見込んだ行使価額を設定した本新株予約権をあらかじめ発行しておくことで、株価上昇後に機動的に資金調達を行うことが可能となります。また、希薄化に配慮し、行使価額が条件決定基準株価の120%に相当する金額に設定されるため、第18回新株予約権を第17回新株予約権と組み合わせることによって、既存株主への配慮及び資金調達の蓋然性のバランスをとることが可能となります。

本スキームには下記のデメリットが存在しますが、上記のとおり、当社にとって当該デメリットを上回る優位性が評価できるものと考えております。

（本スキームのデメリット）

本新株予約権の発行時点では本新株予約権の発行価額の総額だけの資金調達となり、その後の権利行使の進捗により、資金調達・資本増強の目的を実現することになります。割当予定先は権利行使を行う義務は負っておらず、市場環境等を考慮しながら権利行使を行うスキームとなっており、権利行使が完了するまでには一定の期間を要することが想定されます。また、株価が下限行使価額を下回って推移した場合、権利行使が行われないこととなるため、特に本スキームにおいては、第18回新株予約権の下限行使価額が条件決定基準株価の120%に相当する金額に設定されているため、下限行使価額が条件決定基準株価に相当する金額に設定されている第17回新株予約権のみによって資金調達を行う場合に比べ、株価がより大きく上昇しない限り権利行使が行われないこととなります。この場合、調達額が予定額を下回る可能性があります。

割当予定先が権利行使請求により取得した株式を売却した場合には、株価下落の要因となりえます。

第三者割当形態となるため、資金調達を行うために不特定多数の新規投資家を幅広く勧誘することはできません。

本新株予約権を選択するにあたり、下記のとおり、他の資金調達方法と比較検討を行った結果、本スキームが現時点において当社にとって最良の選択であると判断いたしました。

（他の資金調達方法との比較）

公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。

第三者割当による新株式発行との比較

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有するため、当社の株主構成やコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

第三者割当型転換社債型新株予約権付社債との比較

株価に連動して転換価額が修正される第三者割当型転換社債型新株予約権付社債は、一般的には転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられますが、本スキームでは、本新株予約権の目的である株式の総数が一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定されております。

ライツ・オフアリングとの比較

いわゆるライツ・オフアリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがあります。コミットメント型ライツ・オフアリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されます。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達に蓋然性確保の観点から不相当であると判断いたしました。

行使価額が固定された新株予約権との比較

行使価額が修正されない新株予約権は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受することができません。

借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

2. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約において、別記「(注)1. 本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (2) 本新株予約権の商品性 覚書に基づく行使禁止について」及び同「 覚書に基づく取得請求について」並びに下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 2 株券等の譲渡制限」に記載の内容以外に、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込期日における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」という。)を割当予定先に行かせないことを合意する予定です。また、割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ、当該行使が制限超過行使に該当しないかについて当社に確認することを合意します。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

当社は、割当予定先との間で、本新株予約権買取契約の締結日以降、払込期日から起算して180日目の日に終了する期間中、本新株予約権が存する限り、割当予定先の事前の書面による承諾なくして、当社の普通株式若しくはその他の株式、又は普通株式若しくはその他の株式に転換若しくは交換可能であるか若しくはこれらを受領する権利を有する一切の有価証券の発行、募集、販売、販売の委託、買取オプションの付与等を以下の場合を除き行わない旨を合意する予定です。

発行済普通株式の全株式について、株式分割を行う場合。

ストックオプションプランに基づき、当社の株式を買取る、取得する若しくは引き受ける権利を付与する場合又は当該権利の行使若しくは当社の普通株式に転換される若しくは転換できる証券の転換により普通株式を発行若しくは処分する場合。

本新株予約権を発行する場合及び本新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。

本新株予約権と同時に本新株予約権以外の新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により普通株式を発行又は処分する場合。

合併、株式交換、株式移転、会社分割等の組織再編行為に基づき、又は事業提携の目的で、当社の発行済株式総数の5%を上限として普通株式を発行又は処分する場合。

3. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

4. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5. その他投資者の保護を図るため必要な事項

割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会の事前の承認を要するものとします。

6. 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める口座に入金された日(以下、本「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権)」において、「修正日」という。)に発生します。

7. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

8. 読み替えその他の措置

当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)】

(1)【募集の条件】

発行数	6,500個(新株予約権1個につき普通株式100株)
発行価額の総額	3,724,500円 (本有価証券届出書提出日現在における見込額であり、発行価額に6,500を乗じた金額とする。)
発行価格	本新株予約権1個当たり573円(本新株予約権の目的である株式1株当たり5.73円)とするが、条件決定日における当社取締役会にて、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方」記載の方法と同様の方法で算定された結果が573円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2018年4月10日から2018年4月12日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の14日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	インフォテリア株式会社 経営管理部 東京都品川区大井一丁目47番1号
払込期日	2018年4月11日から2018年4月13日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
割当日	2018年4月11日から2018年4月13日までのいずれかの日とする。但し、条件決定日の15日後の日とし、当日が銀行休業日の場合はその翌銀行営業日とする。
払込取扱場所	三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

- (注) 1. 第18回新株予約権(以下、文脈に応じて個別に又は第17回新株予約権と総称して「本新株予約権」という。)は、発行決議日付の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権買取契約を締結し、払込期日に払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
割当予定先の状況については、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式650,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加する。 2 本新株予約権の行使価額の修正基準:本新株予約権の行使価額は、修正日(別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」に定義する。以下同じ。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいい、以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)」において、「算定基準日」という。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り上げる。以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)」において、「修正後行使価額」という。)に修正される。 3 行使価額の修正頻度:行使の際に別記「(注)6.本新株予約権の行使請求の効力発生時期」記載の行使請求の効力が発生する都度、修正される。 4 行使価額の下限:本新株予約権の下限行使価額は、条件決定基準株価(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)の120%に相当する金額(円位未満小数第1位を切り上げる。)(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)」において、「下限行使価額」という。)とし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整される。 5 割当株式数の上限:本新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式650,000株(本有価証券届出書提出日現在の発行済株式総数に対する割合は3.72%)、割当株式数は100株で確定している。 6 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額):969,624,500円(但し、この金額は、本欄第4項に従って決定される下限行使価額のうち、2018年3月16日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額を基準として計算した金額であり、実際の金額は条件決定日に確定する。また、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7 本新株予約権には、当社取締役会の決議等により本新株予約権の全部を取得することができる条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照。)
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p>

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>1 本新株予約権の目的である株式の種類及び数 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式650,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)」において、「割当株式数」という。)は、100株とする。)。但し、本欄第2項によって割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は本欄第2項第(1)号記載の調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 本新株予約権の目的である株式の数の調整</p> <p>(1) 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項記載の調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>(2) 前号の調整は調整後割当株式数を適用する日において未行使の本新株予約権に係る割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 調整後割当株式数を適用する日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(4)号記載の調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権の新株予約権者(以下、文脈に応じて個別に又は第17回新株予約権の新株予約権者と総称して「本新株予約権者」という。)に通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価額</p> <p>(1) 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とするが、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)」において、「行使価額」という。)は、当初2018年3月16日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値、又は条件決定日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)のいずれが高い額(以下、本「2 新規発行新株予約権証券(第18回新株予約権)」において、「条件決定基準株価」という。)の120%に相当する金額(円位未満小数第1位を切り上げる。)とする。但し、行使価額は、本欄第2項又は第3項に従い、修正又は調整される。</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>(1) 行使価額は、修正日に、修正後行使価額に修正される。</p> <p>(2) 修正後行使価額の算出において、算定基準日に本欄第3項記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。</p> <p>(3) 本項第(1)号及び第(2)号による算出の結果得られた金額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。但し、下限行使価額は、本欄第3項の規定を準用して調整される。</p>

3 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式の発行済株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本「2 新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権）」において、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

「既発行普通株式数」は、当社普通株式の株主（以下、本「2 新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権）」において、「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えた数とする。なお、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の保有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式数を含まないものとする。

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額を適用する日については、次に定めるところによる。

行使価額調整式で使用する時価（本項第(3)号に定義する。本項第(4)号の場合を除き、以下、本「2 新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権）」において、「時価」という。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（但し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下、本「2 新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権）」において同じ。）の翌日以降、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下、本「2 新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権）」において、「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して当該調整前に本号 又は による行使価額の調整が行われている場合には、()上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号 に定義する。以下、本「2 新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権）」において、「完全希薄化後普通株式数」という。）が、上記交付の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後行使価額は、超過する株式数を行使価額調整式の交付普通株式数とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、()上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本 に定める調整は行わないものとする。

取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株当たりの対価（本 において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項第(2)号乃至第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下、本「2 新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権）」において、「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日（以下、本「2 新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権）」において、「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

- ()当該取得請求権付株式等に関し、本号 による行使価額の調整が取得価額等修正日前行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本号 の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

() 当該取得請求権付株式等に関し、本号 又は上記()による行使価額の調整が取得価額等修正日前行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号 における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。本号 乃至 の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

時価は、調整後行使価額を適用する日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。

完全希薄化後普通株式数は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、調整後行使価額を適用する日における当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本項第(2)号乃至第(4)号に基づき交付普通株式数とみなされることとなる当社普通株式数を含む。)。

本項第(2)号 乃至 に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本項第(2)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(4) 本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(5) 本項第(2)号及び第(4)号にかかわらず、本項第(2)号及び第(4)号に基づく調整後行使価額を適用する日が本欄第2項に基づく行使価額を修正する日と一致する場合には、本項第(2)号及び第(4)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合においても、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。また、本項第(5)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>969,624,500円（本有価証券届出書提出日現在における見込額である。）</p> <p>上記金額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項又は第3項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記発行価額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金の額 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>割当日の翌銀行営業日から2020年4月13日（但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する本新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日）まで。但し、行使期間の最終日が銀行休業日である場合にはその前銀行営業日を最終日とする。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし。</p> <p>3 本新株予約権の払込金額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店営業部</p> <p>4 本新株予約権の行使請求及び払込の方法</p> <p>(1) 本新株予約権を行使する場合には、機構又は社債等振替法第2条第4項に定める口座管理機関に対し行使請求に要する手続きを行い、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権の行使期間中に機構により本欄第1項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下、本「2 新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権）」において、「行使請求受付場所」という。）に行使請求の通知が行われることにより行われる。</p> <p>(2) 本新株予約権を行使する場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて本欄第3項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。</p>

新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。なお、別記「（注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由（2）本新株予約権の商品性」に記載のとおり、当社は、割当予定先との間で、本新株予約権の行使等について規定した覚書を締結する予定である。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合には、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額にて、残存する本新株予約権の全部を取得することができる。 2 当社は、組織再編行為が当社の株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認された場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額にて、残存する本新株予約権の全部を取得する。 3 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（銀行休業日である場合には、その翌銀行営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額にて、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。但し、別記「（注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由（2）本新株予約権の商品性」等に記載のとおり、本新株予約権買取契約において、割当予定先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

- （注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由
上記「1 新規発行新株予約権証券（第17回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由」をご参照ください。
- 2．本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容
上記「1 新規発行新株予約権証券（第17回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）2．本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容」をご参照ください。
 - 3．当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
割当予定先は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。
 - 4．当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。
 - 5．その他投資者の保護を図るため必要な事項
割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会の事前の承認を要するものとします。
 - 6．本新株予約権の行使請求の効力発生時期
本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(2)号に定める口座に入金された日（以下、本「2 新規発行新株予約権証券（第18回新株予約権）」において、「修正日」という。）に発生します。
 - 7．新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
 - 8．読み替えその他の措置
当社が、会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができません。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従います。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,467,440,500	12,000,000	1,455,440,500

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額（第17回新株予約権及び第18回新株予約権の合計6,340,500円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（第17回新株予約権及び第18回新株予約権の合計1,461,100,000円）を合算した金額です。
2. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。
3. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、第17回新株予約権については発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当初行使価額であると仮定し、また第18回新株予約権については発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額を当初行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が当該当初行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。実際の当初行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用及び変更登記費用等）の合計です。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

(本新株予約権に係る調達資金の具体的な使途及び支出予定時期)

上記差引手取概算額1,455,440,500円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

第17回新株予約権

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
Data（データ：AI、ビッグデータ）、Device（デバイス：IoT、スマートデバイス）、Decentralized（非中央集権：ブロックチェーン技術）などの技術を保有する会社のM & A及び業務資本提携	395,052,800	2018年6月～2020年5月
上記重点技術を駆使したオフィスやラボの開設及び強化 (ア) 米国シアトル市 (イ) 東京都内	98,763,200	2018年6月～2019年5月

第18回新株予約権

具体的な使途	金額（円）	支出予定時期
Data（データ：AI、ビッグデータ）、Device（デバイス：IoT、スマートデバイス）、Decentralized（非中央集権：ブロックチェーン技術）などの技術を保有する会社のM & A及び業務資本提携	576,974,700	2018年10月～2020年5月
上記重点技術に関連する研究開発	384,649,800	2018年10月～2020年5月

- (注) 1. 支出予定時期までの資金管理については、銀行預金等の安定的な金融資産で運用保管する予定であります。
2. ～ の資金使途に関しては現在における予定であり、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。
3. 本新株予約権の行使は本新株予約権者の判断によるため、支出予定時期の期間中に行使が行われず、本新株予約権の行使による資金調達ができない場合があります。また、本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、調達金額が上記支出予定金額を超過する場合又は下回る場合があります。そのため、具体的な使途、金額及び支出予定時期については現時点における予定であり、本新株予約権の行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。なお、結果として第17回又は第18回新株予約権につき当社が希望するような規模での資金調達ができなかった場合には、第17回新株予約権の調達金額は上記記載の第17回新株予約権の各資金使途に係る支出予定金額の割合に応じて按分して充当し、また第18回新株予約権の調達金額も、同様に上記記載の第18回新株予約権の各資金使途に係る支出予定金額の割合

に応じて按分して充当する予定であります。また、第17回又は第18回新株予約権につき調達金額が上記支出予定金額を超過した場合には、超過した金額を第17回又は第18回新株予約権のそれぞれの資金使途に係る支出予定金額の割合に応じて按分して、それぞれ充当する予定であります。

M & A 及び業務資本提携

上記「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権) (2)新株予約権の内容等 (注)1.本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (1)資金調達の主な目的」に記載のとおり、Data(データ)、Device(デバイス)、Decentralized(非中央集権)の3つの重点技術領域に投資する必要があるところ、以下のような技術を保有する企業の買収等を2020年5月頃までに実行することを企図しております。

(ア) Data(データ)関連技術

Data関連技術を持った企業とは、例えば、膨大なデータを処理するビッグデータの技術、各企業のデータに基づいた知識学習を駆使したAIを適用するための技術、様々なデータを基に分析や統計を行う技術などを保有する企業を指します。

(イ) Device(デバイス=機器)関連技術

Device関連技術を持った企業とは、例えば、インターネットに繋がることのできるセンサーに関する技術、コンピュータから制御できる機器に関する技術、機器と通信するための次世代通信手順に関する技術、機器の小型化に関する技術、持ち運びが可能なコンピュータや制御機器の技術などを保有する企業を指します。

(ウ) Decentralized(非中央集権)関連技術

Decentralized関連技術を持った企業とは、中央サーバーや中央管理者を必要としない構造を実現する技術、例えば、ブロックチェーンに関連する技術、P2P()に関する技術などを保有する企業を指します。

() P2P

Peer to Peerの略。複数の端末間で通信を行う際の構造のひとつで、中心となるコンピュータ(サーバー)を必要とせず全てのコンピュータが対等の立場で通信をする方式を指す。

なお、現時点において具体的に進行しているM & A及び業務資本提携案件はないものの、これまでのM & A及び業務資本提携案件における当社の経験から、手元の資金の大小や機動的な資金調達ができるか否かが、迅速に案件を完了できるか否かに影響し、その結果、それらが入札形式による案件における落札可能性及び独占的交渉権が付与される場合の交渉力に影響すると当社は考えております。そこで、潜在的なM & A及び業務資本提携の機会を逸さないためにも、あらかじめ当該資金を確保しておくことが必要と考えております。今後案件が具体的に決定された場合には、適時適切に開示いたします。また、M & A及び業務資本提携の対象となる企業が見つからなかった場合又はM & A及び業務資本提携の対象となる企業との交渉の過程で様々な要因により案件の完了までに想定以上の期間を要した場合、調達した資金が上記支出予定時期において当該費用に全て充当されない場合も考えられます。その場合、当社は、引き続き新たな案件の検討又は対象となる企業との交渉を続けた上で、上記支出予定時期以降においても、M & A及び業務資本提携に係る費用に使用する考えであります。その場合は適切に開示します。

重点技術を駆使したオフィスやラボの開設及び強化

上記「1 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権) (2)新株予約権の内容等 (注)1.本新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由 (1)資金調達の主な目的」に記載のとおり、実社会における先端技術の実用例をオフィスやラボにおいて顧客企業やマスメディアの方々に実体験をしていただくことによって需要を創出し市場を開拓するため、このような実体験ができるようオフィスの開設及びラボの強化をすることに投資する必要があるところ、具体的には以下の費用が発生するため、それぞれ2019年5月頃までに充当する予定です。

(ア) 米国シアトル市：働く人の生産性向上につなげることを目的として、オフィス内の様々な場所にIoT機器を設置し、例えば室温や照明などの制御を自動化することにより、働きやすい環境を構築したオフィスの開設をいたします。このように、最適化されたオフィス環境を実現するための構築費用として、オフィス物件取得、内部造作、周辺機器の購入などに59,257,900円を充当予定。

(イ) 東京都内：現在稼働中のIoT Future Lab.(以下「イフラボ」という。)を強化し、IoT関係ベンダーとの協業拠点とし、日本最大のIoTコラボレーションスペースとすることを目指しております。イフラボの強化としては、周辺機器の購入、スペースの拡張、それに伴う内部造作などを計画しており、そのための資金に39,505,300円を充当予定。

重点技術に関連する研究開発

上記「1 新規発行新株予約権証券（第17回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）1. 本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由（1）資金調達の主な目的」に記載のとおり、先端技術を持つ技術者の採用によって研究開発を推進する必要があるところ、具体的にはInfoteria Pte. Ltd.（当社100%子会社）が世界市場向け製品における研究開発を行っているシンガポールR & Dセンターにおいて、当社製品であるHandbook及びGraviolに加え、現行製品・サービスの次世代版、ブロックチェーン技術、AI、フィンテックなどに関連する研究開発を推進するための技術者の人件費が発生します。そのため、当社は、かかる費用に相当する額をInfoteria Pte. Ltd.（当社100%子会社）に投融資し、Infoteria Pte. Ltd.は、当該投融資資金を、上記研究開発の人件費として2020年5月頃までに充当する予定です。

第17回及び第18回新株予約権による資金使途は、上記のとおりですが、当社の株価が行使価額を下回る水準で推移し、本新株予約権の行使による資金調達が進まない状況において案件の進捗状況に応じて資金が必要となった場合には、当社手持ち資金を充当し又はその他のファイナンス手段を検討して資金を調達する予定です。

（2016年8月18日提出の有価証券届出書記載の新株予約権に係る調達資金の充当状況）

当社は、2016年8月18日提出の有価証券届出書に記載のとおり、第14回乃至第16回新株予約権を発行し、資金を調達いたしました。その充当状況に関しましては、本有価証券届出書提出日現在、下表のとおり進捗しております。

資金使途	ソフトウェア開発関連領域におけるM & A及び資本・業務提携に係る費用
支出予定金額	3,004,818,124円
支出予定時期	2016年9月～2019年9月
調達金額 （差引手取概算額）	第14回乃至第16回新株予約権の発行並びに第14回及び第15回新株予約権の全ての行使による調達金額合計2,254,778,124円 （第16回新株予約権については未行使）
充当額	1,237,224,575円 （未充当額1,242,340,651円）

なお、第14回乃至第16回新株予約権の発行並びに第14回及び第15回新株予約権の全ての行使による調達資金の一部は、第14回乃至第16回新株予約権の発行時の計画に沿って充当しており、未充当額が残っているものの、当該未充当額は今後も当該計画に沿って支出していく予定であります。したがって、当該調達資金を今回の資金調達における資金使途に充当することはなく、また、今回の資金調達による調達資金を第14回乃至第16回新株予約権に係る資金使途に充当することはありません。

また、第16回新株予約権は、本有価証券届出書提出日現在、全て行使されておりませんが、当社は、第14回乃至第16回新株予約権の発行時に予定していたソフトウェア開発関連領域におけるM & A及び資本・業務提携に向けた資金調達については既に調達した額をもって当初の目的を達成可能であるとの目処がついたことから、本新株予約権の発行に伴い、将来へ向けた当社株式の更なる希薄化を回避するため、2018年3月19日付の当社取締役会において、第16回新株予約権全てについて、2018年4月3日に発行価額の総額1,883,924円にて取得した上で、直ちに消却することを決定いたしました。詳細については、2018年3月19日付で公表のプレスリリース「第三者割当による第16回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却並びに行使停止指定の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所における市場変更について

当社普通株式は、本有価証券届出書提出日現在、東京証券取引所マザーズに上場されておりますが、2018年3月26日（月）に東京証券取引所における市場変更を予定しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a．割当予定先の概要

名称	大和証券株式会社
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第25期 (自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) 2017年6月29日関東財務局長に提出 半期報告書 事業年度 第26期中 (自 2017年4月1日 至 2017年9月30日) 2017年12月19日関東財務局長に提出

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数 (2017年9月30日現在)	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数 (2017年9月30日現在)	1,900株
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		当社の主幹事証券会社であります。

(注) 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、別途時点を明記していない限り本有価証券届出書提出日現在におけるものであります。

c．割当予定先の選定理由

資金調達にあたって割当予定先である大和証券株式会社に資金調達の相談を行い、当該相談先から資金調達の方法の説明や提案を受け、当該提案を含め、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第17回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由（3）本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行った結果、同社の提案は当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達を行えること、並びに既存株主への配慮及び資金調達の蓋然性のバランスを確保したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法であると判断しました。

また、同社が、当社の主幹事証券会社として当社と良好な関係を構築してきたこと、国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社普通株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第17回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）1．本新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由（3）本新株予約権を選択した理由」に記載の本資金調達方法の特徴を備える商品に関する知識が豊富であること、今回の資金調達の実施にあたり十分な信用力を有すること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である大和証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である当社普通株式の総数1,050,000株（第17回新株予約権400,000株及び第18回新株予約権650,000株の合計）

e. 株券等の保有方針

割当予定先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。また、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定であることを口頭で確認しております。また、当社は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、割当予定先と締結する本新株予約権買取契約において、原則として、単一暦月中にMSCB等(同規則に定める意味を有する。)の買受人の行使により取得される株式数が、MSCB等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置(割当予定先が本新株予約権を第三者に売却する場合及びその後本新株予約権がさらに転売された場合であっても、当社が、転売先となる者との間で、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する内容を約する旨定めることを含みます。)を講じる予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が2017年12月19日付で関東財務局長宛に提出した半期報告書(第26期中)の2017年9月30日現在の貸借対照表により、割当予定先が本新株予約権の発行価額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する十分な現預金及びその他の流動資産(現預金:1,330,396百万円、流動資産計:10,412,821百万円)を保有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であるため、東京証券取引所に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしていません。

割当予定先の親会社である株式会社大和証券グループ本社は東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、「反社会的勢力への対応の基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公に表示しており、当社はその文面を入手しております。また、当社は、当該文面の内容、及び同社が警察等関係機関、法律関係者等と連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続き面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等、割当予定先からヒアリングし確認しております。また、割当予定先は、上場企業が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。

これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、当社の取締役会の事前の承認がない限り、割当てを受けた本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡することはできません。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。但し、割当予定先は、当社の普通株式(本新株予約権の権利行使により取得したものを含む。)を当社以外の第三者に譲渡することは妨げられません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行決議日と同日である本日、東京証券取引所より当社株式の東京証券取引所市場第一部への市場変更につき承認をいただいている旨及び当該市場変更に伴う記念配当を含む配当予想の修正に係る決議を行った旨を公表しております。当社は、かかる公表による株価への影響を織り込んだ上で本新株予約権の払込金額を決定すべく、発行決議日である本日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値をそれぞれ算定し、高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定することを想定しております。

上記想定に基づき、当社は、発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び覚書に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(代表者:黒崎知岳、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号)(以下「赤坂国際会計」という。)に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約及び覚書に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社株式の流動性、当社の資金調達需要、割当予定先の株式処分コスト、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等を考慮した一定の前提(当社の株価、当社株式のボラティリティ、配当利回り、無リスク利率、当社の資金調達需要が一様に発生すること、資金調達需要が発生している場合には当社による行使禁止通知がなされないこと、当社からの通知による本新株予約権の取得が行われないこと、割当予定先は行使禁止通知のない場合に株価が権利行使価額を上回っている限り市場出来高の一定割合の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、割当予定先が本新株予約権を行使する際に、当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること等)を置き評価を実施しております。なお、本価格算定の実施にあたっては当該市場変更に伴う記念配当を含む配当予想の修正による影響が考慮されております。

その結果、本日(発行決議日)時点の本新株予約権1個当たりの評価額は、第17回新株予約権については654円、第18回新株予約権については573円と算定され、当社は、これを参考として本日(発行決議日)時点の本新株予約権1個当たりの払込金額を、上記評価額と同額(第17回新株予約権については654円、第18回新株予約権については573円)と決定しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、第17回新株予約権については条件決定基準株価に相当する金額とし、第18回新株予約権については条件決定基準株価の120%に相当する金額としており、その後の行使価額も、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、下限行使価額を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、第17回新株予約権については、条件決定基準株価に相当する金額とし、第18回新株予約権については、条件決定基準株価の120%に相当する金額としております。そのため、本新株予約権の行使価額は、最近6ヶ月間及び発行決議日直前取引日の当社株価と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。当社は、本新株予約権の払込金額が、かかる行使価額を踏まえて決定されることに照らしても、本新株予約権の払込金額の決定方法は合理的であると考えております。

なお、当社監査役による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社監査役全員も、発行決議日における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値の高い方の金額を基準として本新株予約権の払込金額を決定するという方法は慎重かつ合理的な方法であり、かかる決定方法に基づき払込金額その他の本新株予約権の発行条件を決定するという取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達において、本新株予約権全てが行使された場合の交付株式数は最大1,050,000株であり、当社の議決権総数169,214個(2017年9月30日現在)に対し、6.21%の希薄化が生じます。しかしながら、今回の資金調達により、M&Aなどによるソフトウェア開発事業の推進や、オフィス、ラボの開設及び強化を行い、競争力を向上させることによって、企業価値の向上及び株主価値の増加を目指していくこととしており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

また、当社普通株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は966,596株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していることや、割当予定先との間で締結する予定の覚書により、当社は、市場環境や当社株価動向に応じて、行使禁止期間を定め希薄化のタイミングをコントロールすることが可能であることから、本新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではないと判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

本新株予約権の行使により、大株主の状況が次のとおり変動する見込みであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
平野 洋一郎	東京都品川区	2,040,000	12.06%	2,040,000	11.35%
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9-1	1,900	0.01%	1,051,900	5.85%
北原 淑行	東京都大田区	957,200	5.66%	957,200	5.33%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6-1	885,200	5.23%	885,200	4.93%
パナソニックインフォメーションシステムズ株式会社	大阪府大阪市北区茶屋町19-19	550,000	3.25%	550,000	3.06%
株式会社ミロク情報サービス	東京都新宿区四谷四丁目29-1	528,000	3.12%	528,000	2.94%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD ACISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行 決済事業部)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (常任代理人 千代田区丸の内二丁目7-1)	247,500	1.46%	247,500	1.38%
古谷 和雄	東京都世田谷区	187,000	1.11%	187,000	1.04%
永富 義人	東京都品川区	162,900	0.96%	162,900	0.91%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14-1	156,300	0.92%	156,300	0.87%
計		5,716,000	33.78%	6,766,000	37.65%

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2017年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。なお、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、小数点以下第3位を四捨五入しております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しており、小数点以下第3位を四捨五入しております。
3. 割当予定先である大和証券株式会社の「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権を全て行使した上で取得する当社普通株式を全て保有し、かつ、本件の他に新株式発行・自己株式取得を行わないと仮定した場合の数となります。但し、上記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先は割当てを受けた本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であり、当社普通株式を長期保有する意思を有していません。
4. 当社は、当社代表取締役社長の平野洋一郎及び当社副社長の北原淑行による当社普通株式の立会外分売(以下「本立会外分売」という。)を2018年4月4日から2018年4月6日の間に実施する予定ですが、平野洋一郎及び北原淑行の「割当後の所有株式数」は、本立会外分売による分売予定株式数を考慮していません。
5. 上記のほか、自己株式が554,241株あります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第19期(自 2016年4月1日 至 2017年3月31日) 2017年6月26日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第1四半期(自 2017年4月1日 至 2017年6月30日) 2017年8月10日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第2四半期(自 2017年7月1日 至 2017年9月30日) 2017年11月13日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第20期第3四半期(自 2017年10月1日 至 2017年12月31日) 2018年2月8日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年3月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2017年6月26日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2018年3月19日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2017年8月10日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(2018年3月19日)までの間において生じた変更点は以下のとおりです。変更点に関しては_____ ̄で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、当該事項は本有価証券届出書提出日(2018年3月19日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

事業等のリスク

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。なお、当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があります。

なお、文中に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが入手可能な情報から判断したものであります。

(中略)

(新株予約権についてのリスク)

本有価証券届出書提出日現在、新株予約権による潜在株式数は441,200株であります。当社は、当該新株予約権の全てについて、2018年4月3日に取得した上で、消却することを決定しております。なお、本新株予約権が発行された場合の潜在株式数は1,050,000株であり、これは、発行済株式総数17,480,165株の6.01%に相当します。また、役員や

従業員へのインセンティブおよび資金調達的手段として、今後も新株予約権を発行する可能性があります。今後これらの新株予約権が行使された場合には、当社の1株当たりの株式価値が希薄化し、当社株式の価格形成に影響を与える可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

インフォテリア株式会社 本店
(東京都品川区大井一丁目47番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。